

### 37. 水道水質基準と検査頻度

・平成22年2月17日水道水質基準に関する省令の一部が改正され、「カドミウム及びその化合物」に係る基準を0.01mg/ℓから0.003mg/ℓに変更となりました。(施行は平成22年4月1日)

番号	項目名	基準値	検査頻度	検査頻度減の可否	省略の可否	省略の際の検討事項				
1	一般細菌	100以下	1回/月	自動的に測定・記録をしている場合:1回/3月	不可					
2	大腸菌	検出されないこと。								
37	塩化物イオン	200mg/l以下								
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下								
46	pH値	5.8以上8.6以下								
47	味	異常でないこと。								
48	臭気	異常でないこと。								
49	色度	5度以下								
50	濁度	2度以下								
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下					4回/年	不可	不可	
20	塩素酸	0.6mg/l以下								
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下								
22	クロロホルム	0.06mg/l以下								
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下								
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下								
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下								
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下								
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下								
29	ブromホルム	0.09mg/l以下								
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下								
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	*に同じ	不可	不可	原水が海水の場合は省略できない。 オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない。				
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下								
25	臭素酸	0.01mg/l以下	4回/年	* 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間に於ける検査結果がすべて基準値の1/5以下の場合:1回/年 基準値の1/10以下の場合:1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかなる場合は省略することができる。	施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する。				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下								
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下								
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下								
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下								
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下								
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下								
39	蒸発残留物	500mg/l以下								
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下								
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下								
44	フェノール類	0.005mg/l以下								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下								
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下								
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下								
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下								
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下								
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下								
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下					1回/月	左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。	不可	地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下								
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下								
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下								
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下								
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下								
19	ベンゼン	0.01mg/l以下								
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下								
42	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下								

注1: 省略した項目については、3年に1回程度は、確認のため検査を実施すること。(厚生労働省通知)  
 注2: 原水の検査についても全項目検査(消毒副生成物:11項目、味を除く。)を年1回は実施すること。(厚生労働省通知)  
 注3: 水質管理目標設定項目等についても必要に応じ実施すること。(厚生労働省通知)